

# 一般社団法人京鹿子社 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京鹿子社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、文学の一つである俳句の振興を目指し、俳句の創作、評論活動を行うとともに京都府内の文化活動を積極的に推進させ、日本文化、地域文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 京鹿子祭、萩祭、府市民俳句大会等の会合の企画運営
- (2) 「京鹿子」誌、俳句歳時記、俳句手帳、句集、その他の出版物の発行
- (3) 文化、文学、特に俳句等の研究調査
- (4) 文化教養講座、俳句研究会等の企画開催
- (5) 野風呂記念館の管理運営
- (6) 俳句に関する所蔵品、資料の展示及び図書・資料の収集
- (7) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する為入会した個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で社員総会の決議をもって推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員(以下「正会員等」という。)になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員等は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員等は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、第5条第2項に定める社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表

理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の場合には請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

2 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があっ

たものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選定された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し監査報告書を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行う恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められると

きは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。

- ( 5 ) 前号の場合において必要があると認めるときは、会長に対して理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- ( 6 ) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査すること。この場合において法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- ( 7 ) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求すること。

( 役員任期 )

第 2 5 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 2 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員解任 )

第 2 6 条 理事及び監事は、社員総会において社員総数の 3 分の 2 以上の決議により解任することができる。

( 報酬等 )

第 2 7 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、社員総会の決議を経て別に定める。

## 第 6 章 理事会

( 構成 )

第 2 8 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権限 )

第 2 9 条 理事会はこの定款に別に定めるものの外、次の職務を行う。

( 1 ) この法人の業務執行の決定

- ( 2 ) 理事の職務の執行の監督
  - ( 3 ) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- ( 招集 )

第 3 0 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- ( 決議 )

第 3 1 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

( 報告の省略 )

第 3 2 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

( 議事録 )

第 3 3 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

( 事業年度 )

第 3 4 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、1 2 月 3 1 日に終わる。

( 事業計画及び収支予算 )

第 3 5 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

( 事業報告及び決算 )

第 3 6 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ( 1 ) 事業報告
- ( 2 ) 事業報告の附属明細書
- ( 3 ) 公益目的支出計画実施報告書
- ( 4 ) 貸借対照表
- ( 5 ) 損益計算書 ( 正味財産増減計算書 )
- ( 6 ) 貸借対照表及び損益計算書 ( 正味財産増減計算書 ) の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類について

は、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会が任命する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 雑則

(委任)

第42条 この定款の施行に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は豊田充男とする。